

○議事日程

令和5年3月17日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摺 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 岩 田 恵 司
書 記 朝 倉 修 一



開議

午前10時 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番
渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（後藤友紀君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） おはようございます。朝一番の質問は気持ちがいいですね、久しぶりにやりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、議長に許可いただいた3項目のうち、最初の1項目
めをお願いいたします。

質問1、スマートフォンを使った道路損傷通報システムを導入されたい。

新年度、当町は新たにデジタル推進室を新設されます。これは経済産業省が2025年
に既存のシステムを利用し続けることによる年間の経済的損失が最大12兆円に達する
としています。これはDX（デジタルトランスフォーメーション）のキーとなるデー
タを活用しようとしても、過去のシステム改修に必要な高度なIT人材の不足が原因
と推測されており、DXの遅れが将来的なリスクになるとしています。

スマートフォンを使ったテキストや映像でのコミュニケーション、電子決済、電子
商取引（EC）を使った購買など、デジタル技術による社会の変革は、既に私たちの

生活に欠かせないものとなっています。

このようなIT技術をもとに社会の変化を国、地方行政や企業でも取り入れて効率化と質の高いサービスの提供を目指すのがDXです。今般の新設課はこの指摘を受けての改革と考えます。次年度はまさに我が町のDX元年であります。質の高いIT人材の確保と職員研修にご尽力され、実りある成果を期待しております。

さて、現在の道路維持管理をご町民の方のスマートフォンをご利用いただきながら、道路の損傷修繕箇所の発見通報システム化、これを早急に図りたいの再提言をさせていただきます。前回の提言時に「考慮します」で終わってしまいました。私ちょっと人が悪いのか、考慮しますは考慮しませんというふうに理解しておりますので、あえて言わせていただきました。どのような考慮をさせていただいているかも併せてお聞かせ願います。

このシステムづくりはまさにデジタル推進室課員のデジタル推進室による手始めにお取り組みいただく絶好の事案と考えます。もう十分ご理解いただいていることと思う事柄ですので、簡単に説明させていただきます。ご町民のスマートフォンで道路の損傷、漏水、カーブミラー、照明等の不具合などを見つけ次第撮影し、役場担当課にLINEで送信していただく。役場担当者は、受信後処置に当たり、その処理状況を一覧表に表記し、これを配信することによって町民誰でも閲覧可能とするものです。

現在は町長、担当者の定期巡回によりご対応されておりますが、ご町民にさらにご参加いただくことで、町民の行政参加意識、納得感、達成感、愛着感、まちづくりの一体感など様々期待できます。行政側においては、人的効率化、経済効果、事案解決の迅速化などが期待され、まさに国の目指すDX推進に合致した事案だと思います。

先日、福祉土木常任委員会全員で、お隣の岐阜市さんがLINEを使った「ぎふしみちレポ」システムで成果をお上げだということで、研修させていただきました。新年度予算関係でお忙しい中ご快諾いただき感謝に堪えません。この詳細レポートは6月発行の「議会だより」に掲載されますので、ご覧いただきたいと思えます。

この研修先に選んだのは、システム作成経費が無料であること、維持管理も無料であること、簡単で早い対応が可能であること、効果もあり多くの利点があります。しかも、この研修先が岐阜市さんで研修経費もかかりません。近い、おまけに先方担当部長などの快諾もいただいている。そのようなことから常任委員会で研修視察に最適と、即実行させていただきました。

何よりの成果は、このシステムは一般的な知識の事務職員お1人が約1か月で完成させたという点であります。当初、内部の担当部署のIT専門職員にお願いするとされていましたが、「多忙でずっと先になるぞ」と、そこで「ならば、あなたやってみ

い」と指示され、専門知識のない一般事務職員の方が事務作業の傍らでのシステムづくりだったということです。難しくもなくおもしろい作業でしたと制作者の言葉でありました。今はさらなる改善策に当たられているので、岐南町の立ち上げには協力させていただきますとありがたいお言葉まで頂戴してまいりました。

私は、今話題のAI「Chat GPT」にこのシステム作成方法を尋ねてみました。何と数秒後には長文の丁寧な詳細作成方法が送られてきました。今はもうこんな時代です。このAI「Chat GPT」はこの私ども一般質問文も作成してくれます。何と回答書も答弁書も書いてくれるそうです。次回使ってみようかと悩んでいるところです。よって、再度の提言をさせていただくことにしました。以下3点お尋ねします。

1つ目、当町のDX（デジタルトランスフォーメーション）化策の推進現状と今後の各部におけるDX実施計画案の詳細をお聞きします。

2つ目、当町の維持可能な道路整備策と維持管理策の詳細をお聞きします。

3つ目、町長の巡回視察の補完策として、岐阜市と同じようなスマートフォンを使った導入経費も維持管理費もかからない道路損傷通報システム導入を早急に図られたい。

以上であります。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員の1項目め、スマートフォンを使った道路損傷通報システムを導入されたいについての1番目のご質問、当町のデジタルトランスフォーメーション化策の推進現状と今後の各部におけるDX実施計画案の詳細についてお答えを申し上げます。

自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、総務省が令和2年12月に自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、岐阜県が令和4年3月に岐阜県デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しております。

本町におきましても、今年度デジタルトランスフォーメーション推進計画の策定に向け準備を進め、今般、岐南町DX推進計画を策定し、町のホームページに公表いたしましたところでございます。

策定いたしました岐南町DX推進計画は、DXによる「デジタルで身近につながる快適なまち」の実現を基本理念に掲げ、利用者にとって行政サービスの向上が実感でき、かつ住民誰もがデジタル技術の利便性を享受できるように具体化していく内容となっております。

目指す将来像として3つの視点でDXを推進していくことを定めております。1つ目は、多様なライフスタイルに対応した行政サービスのオンライン化です。これは住民が役場に赴くことなく可能な手続は全て自宅等でできるようにします。2つ目は、業務最適化を徹底した行政運営です。デジタル技術を活用することで業務最適化（BPR）を進め、効率的に事務処理を行います。3つ目は、地域DXの推進です。県及び民間事業者等と連携し、行政分野に限らない各種分野の地域DXを進めてまいります。

これらのDX推進を達成するために、来年度デジタルに係る専門の部署としてデジタル推進室を新設し、推進計画にある各施策の推進状況を進捗管理するとともに、全庁的かつ横断的な推進体制を構築いたしてまいります。具体的には施策の総合調整や業務改革の推進に関する事項を協議及び決定していくため、町長を本部長とした岐南町DX推進本部を設置します。また、全庁的にDXを推進するため岐南町DX推進プロジェクトチームを設置いたします。なお、プロジェクトチームには、各課に置くDX推進担当をメンバーとし、優先的に推進する事項や、庁舎内での横断的な取組に対応いたしてまいります。

なお、推進計画における重点施策としましては、5つの施策がございます。

1つ目に、情報システムの標準化、共通化として、デジタル庁が進めている自治体の主要な20業務における国と自治体の情報システムの標準化、共通化について、令和7年度末までに国の示す標準仕様に準拠したシステムに移行することを目指しております。

2つ目に、BPR（業務最適化）の推進として、全庁業務調査や業務手順書の作成により、現状把握と見直しを行うことで庁舎内の業務最適化を図ります。

3つ目に、行政手続のオンライン化として、国が推進している子育てや介護のオンライン申請である「ぴったりサービス」への対応とともに、町独自のオンライン申請の拡充も図ります。

4つ目に、業務最適化を図るデジタル技術の利用推進として、AI（人工知能）を活用したAIチャットボットや、AI議事録システムの利用、電子契約によるペーパーレス化、クレジットカードやQRによる電子的な仕組みを利用して支払うキャッシュレス決済など、業務最適化だけではなく、住民サービスの向上も図ることができるシステムの導入を進めてまいります。

5つ目に、マイナンバーカードの普及、利用及び活用促進として、健康保険証や自動車運転免許証等との一体化など、国の示す住民向けサービスの周知を図るとともに、マイナンバーカードを使ったオンライン申請などの活用方法を検討いたしてまいります。

す。

いずれにいたしましても、利用者である住民にとって利用がしやすい環境の向上と行政事務の効率化に向け、各業務について全庁的、横断的に連携していくことによりデジタル推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 櫻井議員の1項目めのご質問、スマートフォンを使った道路損傷通報システムを導入されたいについての2番目の当町の持続可能な道路整備策と維持管理策の詳細を聞くについてお答えいたします。

道路法第2条で、道路は一般交通の用に供する道を意味し、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーターなど、道路と一体となってその効用を全うする施設、または工作物及び道路の附属物で、当該道路に附属して設けられているものを含むと定義しております。法に例示されていますように、橋やトンネルが代表的な施設であります。道路附属物といたしましては、路面の雨水排水を円滑に処理するために設ける道路側溝や、通行者の安全を確保するための交通安全施設もそれに当たります。

また、同法第42条では、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとしております。道路の維持管理は施設を適切な状態で長期的に使用するために大変重要でございます。

本町の道路施設は、都市計画マスタープランを上位計画とする市町村の都市計画に関する基本的な方針に基づき整備を実施、併せて維持管理を行っているところであります。

本町の道路施策といたしましては、道路橋梁新設改良事業や町道整備改良事業、現在事業中の都市計画道路新所平島線をはじめとする街路事業がございます。各事業とも今後の長期的、広域的な展望を見据えながら計画し、事業を進めているところであります。

維持管理に関する重要な事項といたしましては、筐子トンネル天井板落下事故を受け、定期点検の義務づけがされたことでございます。本町におきましても、平成26年度から実施しております橋梁点検では、施設の健全性の判定「健全」「予防保全段階」「早期措置段階」「緊急措置段階」の4段階に評価し、メンテナンス計画を策定しております。具体的には道路橋の場合ですと、主桁や床板、支承といった部材単位の健全性と橋ごとの健全性とを判断し、補修や補強、場合によっては通行規制や撤去などの段階的な修繕計画を立て、措置を講じております。

本町では5年間をワンサイクルとして、町内にある183橋全ての道路橋について点

検、維持管理を行っております。定期的な点検を実施することにより、予防保全に当たる集中的な修繕計画の立案が可能であり、安全で補修費用を抑えた道路インフラの管理にもつながります。

また、国土交通省が推進しております持続可能なインフラメンテナンスの取組同様、施設に不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」や、定期的に交換、更新を行う「時間計画保全」、劣化、損傷等の状態に応じて修繕、更新を行う「状態監視保全」等、道路施設の特性に応じた補修方法にて適時対応しているところでございます。

新設から撤去までのライフサイクルの延長という狭義での長寿命化への取組にとどまらず、将来の更新費用抑制につながるメンテナンスサイクルの構築、継続的な取組に引き続き注力してまいります。

今後も厳しい財政状況や少子高齢化の進展といった社会構造の変化によって、これまでの制度や体制では安全性を確保し続けることが困難な施設も想定されます。その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、持続可能な維持管理を推進してまいります。

続きまして、3番目、スマートフォンを使った導入経費、維持管理費ゼロの道路損傷通報システム導入を早期に図りたいについてお答えいたします。

令和4年第1回議会定例会一般質問にて答弁させていただきましたとおり、道路損傷等通報システムの次年度導入に向け現在調査研究をしているところでございます。岐阜市が導入しております道路損傷等通報システム「ぎふしみちレポ」は、安全で安心な道づくりを住民との協働で構築するため実施しているものです。コンパクトな本町におきましても必要性を感じているところでございます。

議員ご承知のとおり、町長による町内水路、公園施設の巡視、土木課職員による週2回の町内パトロールのほか、特に道路の損傷が進む降雨後の道路パトロールを重点的に実施しております。不具合があれば緊急修繕を実施するなど、適切に対応し、利用者の安全、利便性向上に努めております。

一方、土木課職員間では今年度導入のデジタル化総合プラットフォーム、通称LOGOフォームを活用した道路不具合の通報システムを試験的に運用しております。口頭では状況説明しづらいものであっても、時間を問わず的確に通報できるものでございます。

本システムは、QRコードにて道路不具合に係るフォームをスマートフォンに取り込み、道路の不具合内容、写真、撮影者、撮影場所などを送信できるよう作成しております。来年度のできるだけ早い時期の運用を目指し、次年度新設されますデジタル推進室との協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） ご答弁いただきました。これについて再質問を1つさせていただきます。

初めてお聞きしました。L o G oフォームを活用、大いに結構です。しかも、土木課職員の自主作業とは感激いたしました。すばらしい。この早い時期というのは、今年の夏頃の完成と考えてよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 櫻井議員の再質問、導入時期はいつかということについてお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、システムは大方できておまして、職員間で試験的に運用しております。現段階でいつまでの時期については繰り返しとなりますが、できるだけ早く導入したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 来年度というのはもうすぐですね。大いにまた期待しようじゃないですか。しかも初めてすることですから、慎重にやっていただくことをお願い申し上げます。

それでは2つ目、令和5年度新規事業「にぎわいと新たな活力を生むまちづくり」についてお聞きします。

この表題を聞くと、過年度のにぎわいのまちづくり道の駅構想が思い出されます。調査研究費数百万円を計上し視察などされましたが、その後何の報告もなく自然消滅の事案となっております。そんなものとダブってしまいました。しかし、今般の「にぎわいと新たな活力を生む」が力強く、期待感を抱かせてくれます。新事業の着地点が先であっても成就を願っています。

さて、新年度事業のうち、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務、この調査研究業務委託料352万円が笠松町と岐南町の2分の1ずつの負担として計上されてまいりました。総合計画にある「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん・かさまつ」実現のためには、定住人口の増加、特に若者家庭の増加が必須の条件です。選ばれる町、選ばれる企業の魅力も必要と思われれます。この今必要な事業と思われれますので、再度詳細をお聞きします。

1つ目、内容の目的と事業詳細、構想をお聞きします。

2つ目、実際の事業推進計画と事業完成年度をお聞きします。目標ですね。

3つ目、まちづくりに当たり、両町の町民、議員などの参加、協議等も考慮されているのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の2項目め、令和5年度新規事業「にぎわいと新たな活力生むまちづくり」を聞くの1つ目のご質問、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務の内容の目的と事業詳細、構想を聞くについてお答えいたします。

先日、岐阜県地方競馬組合は、馬の放馬対策として競馬場から約1.5キロ離れている円城寺厩舎を競馬場近くの薬師寺厩舎へ集約する計画をまとめました。新聞各紙によりますと、当該厩舎の集約は令和7年度末を目標に完了させる方針です。

他方で、円城寺厩舎を含む岐南町総合体育館のあるこのエリア一帯については、平成2年に岐南、笠松の二町とJR東海の3者で新駅設置についての覚書を交換している経緯もあり、一昨年から総合政策課が中心となって、これまでの経緯や課題など調査研究を進めてまいりました。

今回、岐阜県地方競馬組合の厩舎集約の方針は、それを踏まえたまちづくりの二町での協議を始める時期が到来したものと認識しております。移転する円城寺厩舎は、本町と笠松町にまたがる大きな施設であるため、このエリア一帯の課題は笠松町と同じ認識の下、足並みをそろえて取り組むことが何より肝要であると考えます。

ご質問の新規事業の目的は以上申し上げたとおりとなりますが、その業務内容につきましては、まちづくり計画、言い換えればまちづくりの青写真そのものではなく、そのことに関して二町が抱える課題を整理し、二町で話し合いを始める前提となる基礎資料の作成を専門的なノウハウを有する業者に二町が共同で委託しようとするものでございます。したがって、ご質問にある当該エリアのまちづくりの構想や事業の詳細などについてはまだ何もできていない段階であることをご理解願います。

次に、2つ目のご質問、実際の事業推進計画と事業完了年度を聞くについてお答えいたします。

ご質問にある実際の事業推進計画の作成は、それぞれの町が策定した総合計画や都市計画マスタープランに深く関わる作業となります。そのため今回の業務委託ではそういった各町の上位計画との整合性についても検討を行います。

岐南、笠松、JR東海の3者の覚書には新駅周辺の必要な整備として、厩舎施設の移転や変更などについても触れられておりますが、円城寺厩舎の跡地利用と新駅設置は一気に進められるものではございません。したがって、事業完了年度につ

きましても、未定と申しますか、考えるに至っておりません。

最後に、3つ目のご質問、まちづくりに当たり両町の町民、議員参加と協議等を考慮されているかについてお答えいたします。

これまで申し上げましたとおり、この業務委託は県地方競馬組合の厩舎集約の方針に対して、本町と笠松町にまたがる当該エリアのまちづくりのビジョンについて二町が話し合いを始めるための資料を作成しようとするものでございます。したがって、行政運営の重要な手続である町民、議会の皆様からのご意見を頂戴する時期は、これよりさらに先であると考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問を1つさせていただきます。

今ご答弁いただきました。具体的なことが書いてないんだなということ、それもやむを得ないかなとも思いますが、とにかく発注者、何の心意気もないという、今まで外部にお任せしますというような発注書で成功する試しはございません。急ぐ必要はありません。またとない案件です。丁寧に大切に未来像を示していただきたいと切望いたしております。この点についていかがでしょうか。再度お尋ねいたします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の2項目めの再質問、未来像を示した発注についてお答えいたします。

この業務委託は、まちづくりの計画、言い換えればまちづくりの青写真そのものではなくて、このことに関して二町が抱える課題を整理し、二町で話し合いを始める前提となる基礎資料の作成をするものでございます。その上で本町と笠松町にまたがる当該エリアのまちづくりのビジョンについて二町が話し合いを始めていくものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 櫻井議員の質問ですが、何の心意気もないというのはいささかちょっと言い過ぎではないかと思って、ちょっと壇上に立ちました。これは昨日も答弁で述べたように、笠松町との連携なんです。今日の新聞を見ますと、約9割が借地で1割が所有地であると言っておりましたが、そうではないんです。100%借地なんです、あの地域は。競馬場の中は1割が笠松競馬場の所有であって、走路を含めて

残り9割が借地なんです。だから、3分の2は笠松町の所有で、3分の1が岐南町の町民の所有なんです。そこに青写真書く云々というのは、77年もたっておるんですよ、競馬場は、借地問題で。境界も分からない。調整区域。調整区域というのは建物を建てられない区域なんです、そこをどうすればいいかということで、二町と併せて、県を含めて対策をしているところなんです。安易な考え方ではありません。地元のためにどうすればいいかと、笠松町と力を合わせて推進していく事業なんです。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可を得ましたので、3つ目の質問に入ります。

その前に、今町長からご答弁いただきました。ありがとうございます。私としては、この心意気というのは、あそこいいものするんだぞと、そういうことを再度申し上げたかったわけでありまして。どうぞよろしくお願ひいたします。このことを忘れないでやっていただきたい。そのようにつくづく思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、3つ目に入ります。スクールロイヤー制度導入後の活動と成果等の実際をお聞きします。

我が羽島郡二町教育委員会は、スクールロイヤー制度導入を実施しています。スクールロイヤーとは学校で発生する様々な問題について、子供の利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士とされています。また、最大の期待はいじめ防止への対応としています。文部科学省はスクールロイヤー活動において次の3点を期待事項としています。申し上げます。1つ目、学校での法的相談ではスクールロイヤーが学校へ法律家の立場でアドバイスし、教員研修をします。2つ目、法令に基づく対応では、学校の進める対応がいじめ防止対策推進法のような法令に沿っているかどうか、スクールロイヤーがチェックします。そして、3つ目の期待事項として、いじめの予防教育であります。スクールロイヤーが直接教壇に立つことを想定しているわけではありませんが、授業のモデル作成や実践的な教材開発に関与するとされております。まさに当町においても最も必要な内容が含まれているとして採用に踏み切った事案であります。先生各位のご熱心な教育に感謝しつつ、その後の様子をお尋ねいたします。

1つ、スクールロイヤーの明確な立ち位置や業務内容が保護者、教職員等関係者に十分理解されているのか、どのように周知されたのか、お尋ねします。

2つ目、制度の活用はあったのか、事例をお尋ねいたします。

3つ目、生徒のために今後求められる改善点と対応策はどのようなものか、あれば

お聞かせください。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 櫻井議員の3項目め、スクールロイヤー制度導入後の活動と成果等の実際を聞くの1番目のご質問、スクールロイヤーの明確な立ち位置や業務内容が教職員等関係者に十分理解されているか、どのように周知されたかについてお答えをいたします。

初めに、スクールロイヤー制度の導入の目的についてお答えをします。いじめ、不登校、虐待など、子供たちを取り巻く問題が複雑、多様化し、学校の教職員だけでは対応困難な事例が増えつつあります。そうした学校現場において子供たちの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉の視点を取り入れ、迅速な解決に当たる必要が出てまいります。そこで、法律の専門家である弁護士の専門的知識、経験に基づく助言を受けることを目的としております。

業務内容につきましては、年度当初の校長会や教頭会、スクールロイヤーによる各小中学校訪問においての説明、周知するとともに、各学校の様子や現在抱えている問題等についても相談いただいております。スクールロイヤーの活用実績からも業務内容などについて周知が図られていると捉えております。

続きまして、2番目のご質問、制度の活用はあったのかについてお答えをいたします。

具体的には、訪問事業として6月に各小中学校を訪問、研修事業といたしまして、羽島郡小中学校教頭会にて「事例から学ぶ保護者対応」、羽島郡教職員夏季研修講座にて「学校における保護者対応の留意点」、さらに羽島郡二町教育委員会学校教育課主催研修会にて「事例から学ぶ学校事故・不祥事等の対応」、それぞれの講話をいただきました。

また、各学校からの随時相談といたしまして、現在までに12件ほどの相談がございました。この場での詳細は控えさせていただきますが、事例といたしましては、生徒間トラブルに起因した保護者と外部機関との相談、家庭内トラブルに関わる学校の関わり方、児童同士のトラブルに対する保護者への説明等がございました。

続いて、3番目のご質問、生徒のために今後求められる改善点と対応策についてお答えをいたします。

現在は、弁護士の専門的知識、経験に基づく助言をいただくことで、子供たちの最善の利益につながり、学校、子供、保護者の関係改善につながっているものと捉えております。本年度からの運用でございますが、スクールロイヤー制度導入の利点を学

校とともに強く感じているところでございます。

今後に向けて子供たちを取り巻く様々な問題に対して、未然防止に努める意味でも過去の事例から発生原因を学び、日常の学校教育活動に生かすことや、多くの地域の方々の目で見守っていただけるよう連携体制づくりにつなげていきたいと考えております。

また、諸問題が発生したときの対応において、今年度を振り返りますと、解決が困難な状況に発展する可能性のある事案に対して初期の対応の遅れがあったことも否認しません。全ての案件について相談を実施するわけではございませんが、初期の段階におけるスクールロイヤーへの相談は、その後の法的視点によるリスク管理が可能となり、重篤な事態になることを防ぐことにもつながります。今後、1つのことが招く可能性や、あるいは対応の重要性について認識を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問を1つさせていただきます。

いじめ問題は学校のみでの解決に固執しないこと、保護者などの訴えは謙虚にお聞きしなければならないなど様々に言われています。時代の流れとともにある新たな問題も深刻なものと同様に拝察いたしております。教育長の根本的ないじめについてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 櫻井議員の再質問、いじめ問題の根本的な考えについてお答えをいたします。

学校では各家庭から異なった文化を持った児童生徒が集まり、1つの集団をつくり生活しております。一人一人の物事の見方や考え方、感じ方、捉え方が違うことから、互いに仲よく生活することは難しいことであるとの認識を持っています。だからこそ仲よく生活できることに価値があり、それが一人一人の様々な能力を伸ばす環境にもつながると捉えております。

トラブルの内容や児童生徒の発達段階によって状況は異なりますが、共に生活する中で納得できないこと、理解できないこと、不快に感じることなどが起き、それが続いていくようであればいじめにつながる可能性があります。そうしたことを踏まえて、次の3点が大切であると考えております。未然防止、早期発見、早期対応です。

未然防止では、一人一人が授業をはじめとする様々な教育活動に充実感を持てるよ

う努めるとともに、様々な諸活動において仲間のよさを見つけること、努力を認めること、感謝の言葉をかけること、互いを理解し、良好な仲間関係をつくること、これが大前提だと思っています。

早期発見では、日常の児童生徒の言動や表情から気になることがあれば話を聞くこと、また見えない部分も多くあることから、定期的なアンケート調査や保護者、地域の方々からの情報をいただくなど、アンテナを高くすることです。

早期対応では、いじめの行為を止め、被害者の心のケアを含む救済を第一に行った上で事実を確認し、解決に向けた指導を行います。特に、加害児童生徒においては、きっかけが仲間とのトラブルかもしれませんが、児童生徒を取り巻く環境から内面に満たされない複雑な思いがあるということを察します。その気持ちを受容した上で行為が与える影響について考え、十分な理解を促します。その上で謝罪と今後に向けた約束の場を持つことが必要だと考えています。これらのことはもちろん保護者にもご理解をいただきます。同時に、事案をもとに観衆や傍観者を含めた全体への指導も欠かせないものもあり、定期的に行う必要があると考えております。

現在、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策委員会では、学校での取組や具体的な事案をお伝えするなど、地域の方々には知っていただくとともに、専門家の視点から指導助言をいただいております。さらに、民生委員児童委員の皆様にもお伝えする場を持ち、児童生徒だけでなく家庭丸ごと支援も含め、多くの方の目で見守っていただくようお願いをしているところでございます。また、複雑な問題に発展する可能性のある事案については、早期にスクールロイヤーに相談し、助言をいただきながら対応に努めているところでございます。

いじめにつながる意識の根絶は難しいと考えます。しかし、その行為についてはブレーキをかけることができるはずです。自分ならばどうか、相手の気持ちを考え察することで、そこに立ち返り、自分自身を見詰めることが原点である、そんなことを考えます。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩をし、11時より再開をいたします。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番議員、木下でございます。議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。通告に従い2項目の質問を分割質問させていた

だきます。

1項目めは、発達性読み書き障害、ディスレクシアの実態と対応についてお伺いをいたします。

発達性読み書き障害でありますディスレクシアは、学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことにより学業不振が現れたり、二次的な学校不適合、不登校などが生じる疾患でございます。そして、知能や、聴いて理解する力、発言で自分の考えを伝えることには問題はなく、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを申します。

先日、BSのテレビの番組でその実態を放送していました。その中でディスレクシアの有名人として、映画俳優のトム・クルーズ、映画監督のステイブ・スピルバーグ、そしてアメリカの元大統領のジョージ・ブッシュが紹介されていました。

主な特性として、通常の読み書きの練習をしても音読や字を書く習慣が困難、音読ができたとしても読むスピードが遅い、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため文字が書けない、またよく間違える、文字を書くことはできるが、文字の形を思い出すまでに時間がかかり、文章を書くのに非常に時間がかかるなどがあります。

ディスレクシアは日本の小学生の約7%から8%存在すると言われております。したがって、クラスに平均二、三人いる計算になります。ディスレクシアは周りの人が理解し、適切なサポートをすることで困難さを軽減することができると思います。そこで、ディスレクシアへのサポート体制等についてお伺いをいたします。

1つ目、当町の小中学校においてディスレクシアの疑いのある児童生徒をどの程度把握されていますか。

2つ目、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見するよう取り組む必要があると考えますが、現在学校現場ではどのような対策が取られていますか。

3つ目、ディスレクシアの疑いのある児童生徒へのサポートとして、どのような対応をされていますか。

先ほど言いましたテレビ番組の中で、文字を書くことに障害がある子が、本当は自分の思いを書きたいが字が書けない、でもパソコンを使えば書ける子がいます。そうしたことから、例えばノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る、またタブレット端末に文章を入力するとか、宿題の提出をタブレット端末で提出する等です。

4つ目、ディスレクシアと把握された際の保護者と学校現場、また専門医、療育機関との連携はどのように対応されていますか。

5つ目、ディスレクシアへの理解や配慮に対し保護者や児童生徒へ周知することも大切なことと考えます。そのための学習会や後援会、またリーフレット作成等、教育

委員会としてどのようにお考えでしょうか。

以上5点、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の1項目め、発達性読み書き障害（ディスレクシア）の実態と対応についてお答えいたします。少し長い答弁になりますが、よろしく願いいたします。

初めに、ディスレクシアとは学習障害の一つであり、全般的な知的発達には遅れはないが、読字に困り感があるため、そのことが原因で学業不振に陥ったり、学校不適応などの二次障害が生じたりする可能性があると言われております。

1番目のご質問、当町の小中学校においてディスレクシアの疑いがある児童生徒の把握についてでございますが、現在のところ本町においてディスレクシアと医師の診断を受けた児童生徒はございません。しかし、読み書きの障害、読みの障害、学習障害と診断を受けた数名の児童生徒がおります。詳細についてはこの場では控えさせていただきます。

続いて、2番目のご質問、ディスレクシアの疑いのある児童生徒の早期発見に向けた学校現場の対応、対策についてお答えをいたします。

教育委員会の担当者と学校の担当で毎年幼稚園、保育園の年中児、年長児の訪問活動を行っており、訪問時において困り感のあるお子さんの相談を実施するなど、早期対応につなげております。また、お子さんの成長に心配のある保護者の方には、保育園・幼稚園、子育て相談センター、福祉関係施設等で相談会の案内を配布しており、相談会を通して早期の対応ができるよう努めております。さらに、就学時検診においても相談の機会を設けております。

お子さんの気になる言動に対し、専門機関と連携をしてディスレクシアを含む学習障害、自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害に該当する症状がないかを調べ、その結果を基に個別に支援につなげていく体制を整備しているところでございます。

続いて、3番目のご質問、ディスレクシアの疑いのある児童生徒へのサポートについてお答えをします。

読むことへの困り感に対し、大きな文字にすること、漢字に振り仮名を振ること、スピードやトーンなどを調整した音声で読み上げること、読んでいるところをハイライトにすることなど、個に応じた支援により困り感を軽減したり、あるいは克服したりできる場合もございます。現在はユニバーサルデザインフォントの活用や拡大教科書、デイジーと呼ばれるデジタル教科書等を利用するなど支援に努めております。

また、書くことへの困り感には、鏡文字になってしまう、誤った助詞を使用する、

句読点などを忘れる、メモをうまく取れないなどの症状があり、個人差もごございます。細い鉛筆を使うより太い鉛筆を持つことや、文字を書く際に左右を認識できるよう声をかけるなど、書字の力を高める支援やタブレットで板書を撮る、ワープロソフト、総合的な学習ツールなどタブレットパソコンを使って考えをまとめることなど、本来の学習目標が達成できるよう幅広い支援に努めております。

こうした合理的配慮の考え方は、学校現場に少しずつですが浸透してきており、今後も子供一人一人に合った支援について保護者と学校が相談をして、共に考え進めていくことが重要であると考えております。

続いて、4番目のご質問、保護者と学校現場、専門医、医療機関との連携についてお答えをいたします。

ディスレクシアの子供は文字を正しく読むのが極端に遅かったり、間違えたりすることが多くございます。そうした状態が続けば、文字を読むことに一生懸命となり、文章の意味の把握までに至らないことから、読書等に対する抵抗感や拒否感も生まれてくる可能性がございます。その結果、語彙や知識が不足をして学業不振が著しくなっていくことも考えられます。さらには心身症や不登校といった二次障害の症状が現れてくることもあります。

そこで、困り感のある子供と保護者に対して、羽島郡二町教育委員会の担当主事や各小中学校の特別支援コーディネーターが中心となって、その子の困り感に寄り添いながら相談を行い、その子にとってどのような支援がよいのかを判断しながら、必要に応じて専門機関につないでおります。さらに、ディスレクシアをはじめとする学習障害に関する理解を深め、それぞれの医師や専門家の指導助言を教育現場に生かしたり、専門機関につないだりするなど、困り感を抱く児童生徒が安心して学べる体制を一層充実させていきたいと考えております。

続いて、5番目のご質問、ディスレクシアの理解や配慮に対する保護者や児童生徒への周知についてお答えをいたします。

まずは教職員の理解や配慮が一番必要であると考えております。教職員に対して羽島郡二町教育委員会主催の特別支援コーディネーター研修において学んだことを各小中学校に広げる機会を持つよう努めております。

また、夏季研修会においては、毎年必ず特別支援教育に関する研修を位置づけております。本年度は支援が必要な児童生徒が示す『『気になる・困った行動』の背景には児童生徒自身の『困った状態』がある』をテーマとし、岐阜聖徳学園大学教育学部の松本和久教授を講師に招き実施をいたしました。さらに、小中学校においては、総合的な学習の時間の中で福祉をテーマとした学習を行っており、広い意味で障害につ

いても学ぶ機会を設けております。

児童生徒の発達段階を踏まえて障害について学ぶことは、児童生徒同士、また身近な一人一人の理解につながり、差別のない社会づくりの一助となるものと考えております。同時に、保護者につきましても、単位PTAとも連携をして、認識を深めていただくよう情報提供や後援会等の場を設定いただくようお願いをしております。

最後に、私が尊敬をする先生の一人である神山 忠先生についてお話をさせていただきます。

神山先生はご自身がディスレクシアであり、生きづらさを感じながら今日に至る経験から「つらい思いをするのは自分で最後にしたい」と願い、教員採用試験を受験されました。努力をされ中学校の教員となり、通常学級を6年間担当した後、特別支援学校で教鞭を執られました。岐阜特別支援学校で地域支援センター長、岐阜市の主幹教諭を歴任され、現在も発達障害の理解啓発教育に努めていらっしゃる方です。

これからお伝えすることは令和3年10月23日に開催されました第77回日本PTA東海北陸ブロック研究大会、清流の国ぎふ大会第2分科会で「発達障がいの正体と共生」と題して講演された内容のごく一部を紹介させていただきます。

神山先生ご自身が文字読めないと知ったのは小学校2年生の道徳の授業でございました。B4見開きのプリントの文章を読み感想を書くという課題で、1時間たって読めたのはわずか三、四行でした。自分はみんなと違う。それからはどう叱られずに一日を過ごすかが課題になったそうです。

それからというもの、「学校の先生に文字を読めないなんて悟られたくない、悟られちゃいけない」「頑張れ頑張れ、普通になれ普通になれ」と言われ続けると、「自分には生きている価値はない、どうやって死のうか」とばかり考えるようになったそうです。そうならざるを得ない周りの理解不足がそこにはありました。物の見方として、黒を中心に見たほうがよいのか、白を中心に見たほうがよいのか判断しにくいという特性があったり、文字ではなく図形として捉えやすかったりするところがあります。また、文章の見え方は、文字が二重ににじんで見えたり、揺らいで見えたり、鏡文字に見えたり、かすんで見えたり、点描画のように見えたりすることで読字が困難でございました。

そうした神山先生に対して3つ上のお姉様は、教科書を丸々覚えられるようにと、オープンリールのテープに吹き込んでくれて、神山先生はすり切れるまで聞いて授業に臨んだこともあるそうです。しかし、小学校の高学年になると、文量が増えて立ち行かなくなってしまいました。適切な支援さえあれば何とか読めるのですが、それがなかなか学校現場では得られず、困って自分でいろいろ作戦を練ったそうです。

長い文章でも分かれ書きにすると理解できる、そんな特性を持っていますが、実際に教科書などで分かれ書きにはできないので、赤ペンで斜線を入れていました。それで何とかやっていたわけですが、初めから正しいところに印を入れられなくて、失敗失敗で教科書が真っ赤になってしまいました。それを見た先生は、「何で教科書を粗末に扱っておるんや、こんなことをやっているから勉強できへんのやぞ」と教科書を取り上げ、頭をガツーンとたたかれた。どっちが教科書を大事にしていなかったかなど、疑問を抱いたそうです。一生懸命やっている、その努力もなかなか努力とは捉えられず、こいつは遊んでおるといふ捉え方をされていました。そのことが仲間のいじめにもつながりました。こうしたことが積み重なり、周りが努力を認めてくれないと、中高生の頃は非行を繰り返したそうです。非行に走ればいじめられることはない、それが非行に走る本音でした。

大人への階段を登るにつれて、そんな生活はやめたくて入隊した自衛隊でしたが、体力に自信がついたことや、つらい思いをするのは自分で最後にしたいとの強い願いから教員になることを決意しました。自衛隊の勤務をしながら、夜間の短大に通い教員免許を取得し、底知れぬ努力の末、教員採用試験に合格をされました。教員になってからも教科書は前日に丸暗記をして、読んでいるふりをしていました。教科書と自分が担当するクラスの道徳の授業です。行頭の文字とかキーワードだけで、その後の文章が出てくるように覚えたりしました。丸々暗記しようと思うと大変ですが、段落の頭でその段落が思い出せるようにブロックで覚えることを毎時間の授業で行っていました。

自己の学習障害を隠したまま通常学級を6年間受け持たれましたが、テレビのある番組でディスレクシアを知ることができ、自分の中でつかえていたものが取れたと感じました。その後は、自分の苦手なこともオープンに話ができ、劣等感を抱えている子供たちの心に寄り添うことができたそうです。27歳で初めて知ったディスレクシアでした。

神山先生が経験された生きづらさ、そして努力の一端を今ご紹介しましたが、話はまだまだ続きます。現在も岐阜県PTA連合会のホームページで視聴することができます。この講演では穏やかに話をされておりましたが、それと裏腹にこれまで経験されてきた生きづらさが言葉の節々からにじみ出ていらっやいました。

私も本年度の春に行われました羽島郡の全教職員を対象とした学校教育会総会において神山先生の話を取り上げ、凸凹のある児童生徒に対して深い理解に努め、意識した対応に努めていただくようお願いをしたところでございます。児童生徒一人一人に対する適切な支援とは、まずはその児童生徒が置かれている状況を理解し、思いを共

感するところから始まるものと考えております。

学校運営におきましても、規律ある学校生活を営むルールは必要ですが、一律にルールだからと線引きするのではなく、一人一人の困り感に対する合理的配慮の必要性を強く感じております。その際同じ学級、学校生活を営む仲間の理解を促すなど、道徳や人権と関わりを持たせながら進めることも大切だと思っております。

今後も教職員に対しての研修等を継続し、理解や配慮に努め、全ての子供たちが安心して心豊かに過ごせる環境づくりを可能な限りつくりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） ご答弁大変にありがとうございました。また、みずからもディスレクシアであり、教員として、また特別支援学校で教鞭を執られ、そして岐阜特別支援学校の地域支援センター長まで務められた神山先生、ぜひ機会があれば私もお話をお聞きしたいと思っておりました。大変ありがとうございました。

では、2項目めの質問に移ります。2項目めは、中学校の部活動地域移行に向けてお伺いをいたします。

中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行が2023年度から段階的に始まります。政府は2025年までの3年間を改革集中期間とし、将来は平日の指導も地域に委ねることを目指すとしています。部活動の在り方が大きく転換していくこととなります。学校や移行先だけでなく、保護者や行政などの関係者が連携して丁寧に進める必要があると考えます。

地域移行が求められる背景の一つに、教員の働き方改革があります。教員の長時間勤務は深刻化していることは理解しております。部活動を全廃したとしても、残業時間のガイドラインを超えるとのデータもあります。

部活動にはスポーツや文化活動を通じて子供たちの健やかな成長を促すという役割もあります。部活の地域移行への対応については、令和4年度の羽島郡二町教育委員会点検評価報告書にも記載されておりました。そこには「部活動指導員2名と社会人指導者40名を配置、休日の部活動指導による教員の負担軽減を図った。休日の指導を担う地域人材の確保に努めるとともに、1部活に対して2名の指導者が配置できるように予算措置を行った。令和5年度から段階的な地域移行に向けて羽島郡二町中学校部活検討委員会を開催した」とありました。こうした中、多くの課題があると考えます。その中で子供たちのためという視点が最重要との認識の下、今後も取り組んでいただきたいと願っております。そこでお伺いをいたします。

1つ目、スポーツ系、文化系の部活動に対して受け皿となる適切な地域団体、民間

団体、外部指導者をどのように確保していかれるのか、お聞かせください。

2つ目、部活動中に事故等が発生した際の責任はどこにあるのでしょうか。また、誰が責任を持つのでしょうか、お聞かせください。

3つ目、民間に指導を依頼することでの謝礼とその負担はどのように対応していかれるのでしょうか、お聞かせください。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の2項目め、中学校の部活動地域移行に向けてお答えをいたします。

令和4年12月27日、スポーツ庁、文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、休日の部活動の地域移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されました。

これを受けて岐阜県教育委員会では令和5年から3年間で休日の活動を新たな地域クラブ活動へ移行することを目標としました。羽島郡二町教育委員会では休日の部活動の地域移行に向けて今年度検討会を開催し、学校、保護者、地域の関係者と協議をまいりました。

その結果、令和5年度につきましては、平日、休日ともに学校の管理下で部活動を実施しますが、地域移行の第一段階として休日の指導は顧問の教員の指導から地域の指導者による指導に変更いたします。ただし、休日の指導を希望する教員が兼職、兼業の許可を得て地域の指導者として指導する場合もございます。平日についてはこれまでどおり顧問の教員が中心となり指導をいたします。

令和6年度以降の在り方につきましては、5年度も引き続き検討会等で協議し、新たな地域クラブ活動へ移行できるよう考えていきます。その際、生涯教育課など町当局とも協議をしていく必要があると考えております。

それでは、1つ目のご質問、スポーツ系、文化系の部活動に対して受け皿となる適切な地域団体、民間団体、外部指導者をどのように確保していくのかについてお答えをいたします。

現在、羽島郡二町教育委員会から社会人指導者を中学校に配置しており、顧問と協力をして指導に当たっております。ここ岐南中学校におきましては、17部活、運動系14、文化系3部でございますが、現時点で12部活に合わせて19名の指導者が配置されております。

先日、今年度の指導者に対しまして、令和5年度に向けた説明会を開催いたしました。多くの方が5年度も引き続き指導していただける見込みであり、新たな指導者の

方も確保しております。さらに、兼職、兼業で休日の指導を希望している教員が郡内で20名ほどおります。

令和5年度の休日の部活動は学校の管理下で実施をいたしますが、指導はただいま申し上げました地域の指導者や兼職、兼業の許可を得た教員で行います。これはあくまで学校の管理下ですので、学校が活動計画を立てたり、施設利用や大会の参加の申込みをしたりいたします。また、生徒の安全を守るために、緊急時の対応や連絡体制、活動状況について、学校、指導者、保護者で十分確認をして取組をいたします。現在、令和5年度の部活動について生徒や保護者に周知するとともに、休日の指導体制の最終調整を進めているところでございます。

続いて、2番目のご質問、部活中の事故等についての責任はどこにあるのか、また誰が持つのかについてお答えをいたします。

令和5年度は平日、休日ともに学校の管理下における部活動でございます。したがって、事故が起きた場合の責任は学校にあり、傷害保険は日本スポーツ振興センターの災害共済で対応をいたします。先ほども申し上げましたが、休日の活動には学校の教員はおりません。そのため緊急時の対応や連絡体制の整備が不可欠となります。学校と指導者と保護者の間で十分に確認、徹底するよう教育委員会としても見届けと指導を行っていきたいと考えております。

なお、令和6年度以降、新たな地域クラブへ移行した場合は、今後の協議にもよりますが、事故等の責任は移行した運営団体になると考えます。傷害保険につきましても、現在の日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外となります。

続いて、3番目のご質問、民間に指導を依頼することでの謝礼と、その負担はどう対応していくのかについてお答えをいたします。

将来、新たな地域クラブ活動へ移行した場合の運営団体は、既存の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会、民間事業者、新たに設立する地域団体など様々なものが想定をされます。3年間の協議において生徒の思いを第一に考え、岐南町や羽島郡にとってよりよい運営団体を考えていきたいと思っております。協議では指導者への謝礼についても検討いたしますが、保護者の負担が過重にならないことを考えますと、町からの支援もある程度必要ではないかと現時点では考えております。

次に、令和5年度の休日の指導者への謝礼について説明をします。今年度も町の予算から社会人指導者に謝礼をお支払いしております。令和5年度は休日の指導を地域の指導者で行える体制を整えるため、町からの予算を増額していただくようお願いしております。具体的には1時間当たり1,600円で、月に7時間の謝礼を各部活動に2名分つけていただくようお願いをしております。町当局には部活動を通した生徒の健

全育成にご理解いただき、本当に感謝を申し上げます。今後、新たな地域クラブへの移行を検討してまいります。町当局とも協議を重ね、生徒が自分に合ったスポーツや文化活動に思い切り取り組むことができる体制を整えてまいりたいと考えております。

最後になりますが、スポーツ庁、文化庁のガイドラインには地域移行について次のように示されております。将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続をして親しむことができる機会を確保すること。地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備によるとあります。子供たちの未来は町の未来でございます。これから進めていく部活動地域移行は町の未来を担う人づくりであり、スポーツや文化のかおり高いまちづくりに大いにつながるものと考えております。

今後とも町当局や各種団体のご支援を申し上げ、答弁を終わらせていただきます。以上です。

—————◇—————

○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。明日から3月21日までの4日間は、議事の都合により休会とし、3月22日午前10時から会議を開きます。

午前11時33分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後藤友紀

岐南町議会議員

渡邊憲司

岐南町議会議員

木下美津子

